

第 6 6 5 号  
平成21年9月10日 発行

# 天理市公報

発行 天 理 市  
編集 総務部総務課

## 目 次

告示	番号	頁数	公告	番号	頁数
放置自転車等の保管について	210	2	一般競争入札について	26	16
放置自転車等の保管について	211	2	農用地利用集積計画について	27	18
地縁による団体の告示事項の変更について	212	3	市営住宅の入居者の公募について	28	18
放置自転車等の保管について	213	3	<b>教育委員会</b>	<b>番号</b>	<b>頁数</b>
放置自転車等の保管について	214	3	定例教育委員会の招集について		19
平成21年度天理市一般会計補正予算(第1号)の要領について	215	4	<b>農業委員会</b>	<b>番号</b>	<b>頁数</b>
放置自転車等の保管について	216	8	農業委員会の招集について		20
放置自転車等の保管について	217	8	<b>選挙管理委員会</b>		<b>頁数</b>
放置自転車等の保管について	218	8	衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場について		20
放置自転車等の保管について	219	9	選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の氏名を記載した書面の縦覧場所について		20
公示送達について	220	9	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所の場所について		20
放置自転車等の保管について	221	9	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の場所について		20
放置自転車等の保管について	222	10	衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙につき、在外選挙人が期日前投票を行う投票所について		21
放置自転車等の保管について	223	10	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における本市開票区の場所及び日時について		21
放置自転車等の保管について	224	10	衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時について		21
放置自転車等の保管について	225	11	衆議院議員総選挙における投票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき等におけるくじを行う場所及び日時について		21
放置自転車等の保管について	226	11			
平成21年度第3回天理市議会定例会の招集について	227	12			
公示送達について	228	12			
放置自転車等の保管について	229	12			
自転車等駐車場における放置自転車等の保管について	230	12			
放置自転車等の保管について	231	13			
放置自転車等の保管について	232	13			
公示送達について	233	13			
放置自転車等の保管について	234	14			
放置自転車等の保管について	235	14			
公示送達について	236	14			
放置自転車等の保管について	237	15			
放置自転車等の保管について	238	15			
放置自転車等の保管について	239	15			

	頁数		頁数
衆議院議員総選挙及び最高裁判所 裁判官国民審査における開票管理 者及びその職務を代理すべき者の 選任について	21	衆議院議員総選挙及び最高裁判所 裁判官国民審査における期日前投 票所の投票管理者及びその職務を 代理すべき者の選任について	22
衆議院議員総選挙及び最高裁判所 裁判官国民審査における各投票区 の投票管理者及びその職務を代理 すべき者の選任について	22	衆議院議員総選挙及び最高裁判所 裁判官国民審査における投票管理 者の職務を代理すべき者の変更に ついて	22
選挙人名簿及び在外選挙人名簿に 登録をした者の氏名を記載した書 面の縦覧場所について	22	衆議院議員総選挙及び最高裁判所 裁判官国民審査における本市開票 区の日時の変更について	23
選挙権を有する者の直接請求に必 要な選挙人の数について	22	衆議院議員総選挙及び最高裁判所 裁判官国民審査における本市開票 区の日時の変更について	23
		選挙権を有する者の直接選挙に必 要な選挙人の数について	23

## 告 示

(平成21年 8月 6日 掲示済)

### 天理市告示第210号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 8月 6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成21年 8月 6日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地 1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成21年 8月 6日から平成21年10月 4日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
午前 9時から午後 6時まで
- 6 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
  - (2) 移動・保管費用（1台につき）
    - ア 移動費 2,000円
    - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先  
天理市自転車等保管施設 電話 0743 62 7778  
天理市総務部地域安全課 電話 0743 63 1001

(平成21年 8月 7日 掲示済)

### 天理市告示第211号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 8月 7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成21年 8月 7日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年 8月 7日から平成21年10月 5日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成21年 8月 7日掲示済)

天理市告示第212号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、岸田町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成21年 8月 7日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市岸田町452番地  
奥野保夫  
変更後 代表者 天理市岸田町752番地  
森本保司  
変更年月日 平成21年 1月 1日

(平成21年 8月10日掲示済)

天理市告示第213号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 8月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成21年 8月10日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年 8月10日から平成21年10月 8日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成21年 8月11日掲示済)

天理市告示第214号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 8月11日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成21年 8月11日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年 8月11日から平成21年10月 9日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

---

(平成21年 8月12日揭示済)

天理市告示第215号

平成21年 6月19日付で議決のあった平成21年度天理市一般会計補正予算(第1号)の要領は、次のとおりである。

平成21年 8月12日

天理市長 南 佳 策

## 平成21年度天理市一般会計補正予算（第1号）

平成21年度天理市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240,865千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,090,865千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		千円 1,103,517	千円 22,846	千円 1,126,363
	2 県補助金	351,588	22,496	374,084
	3 委託金	144,858	350	145,208
16 財産収入		58,132	5,598	63,730
	2 財産売払収入	1,605	5,598	7,203
18 繰入金		530,800	210,421	741,221
	1 基金繰入金	530,800	210,421	741,221
20 諸収入		395,391	2,000	397,391
	5 雑入	165,115	2,000	167,115

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入	合計	千円 21,850,000	千円 240,865	千円 22,090,865

平成21年9月10日 木曜日

天理市公報

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,020,171	206,902	3,227,073
	1 総務管理費	2,364,242	206,902	2,571,144
3 民生費		7,265,837	29,667	7,295,504
	1 社会福祉費	3,152,342	29,487	3,181,829
	2 児童福祉費	2,993,404	180	2,993,584
9 消防費		843,989	1,611	845,600
	1 消防費	843,989	1,611	845,600
10 教育費		3,097,197	2,685	3,099,882
	1 教育総務費	511,584	350	511,934
	5 社会教育費	731,944	2,335	734,279

款	項	補正前の額	補正額	計
歳 出 合 計		21,850,000	240,865	22,090,865

(平成21年 8月12日揭示済)

天理市告示第216号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 8月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成21年 8月12日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年 8月12日から平成21年10月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 8月13日揭示済)

天理市告示第217号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 8月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成21年 8月13日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年 8月13日から平成21年10月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 8月14日揭示済)

天理市告示第218号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 8月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成21年 8月14日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年 8月14日から平成21年10月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成21年 8月17日揭示済）

天理市告示219号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 8月17日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年 8月17日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年 8月17日から平成21年10月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成21年 8月18日揭示済）

天理市告示第220号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付する。

平成21年 8月18日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意） 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

（平成21年 8月18日揭示済）

天理市告示第221号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 8月18日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年 8月18日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年 8月18日から平成21年10月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成21年 8月19日掲示済）

天理市告示第222号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 8月19日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年 8月19日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年 8月19日から平成21年10月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成21年 8月20日掲示済）

天理市告示第223号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 8月20日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年 8月20日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年 8月20日から平成21年10月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成21年 8月21日掲示済）

天理市告示第224号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 8月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成21年 8月21日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年 8月21日から平成21年10月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 8月24日揭示済)

天理市告示第225号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 8月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成21年 8月24日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年 8月24日から平成21年10月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 8月25日揭示済)

天理市告示第226号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 8月25日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成21年 8月25日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年 8月25日から平成21年10月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 8月26日 掲示済)

天理市告示第227号

平成21年第3回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成21年 8月26日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 期 日 平成21年 9月 2日
- 2 場 所 天理市役所議事場

(平成21年 8月26日 掲示済)

天理市告示第228号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成21年 8月26日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成21年 8月26日 掲示済)

天理市告示第229号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 8月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成21年 8月26日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年 8月26日から平成21年10月24日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 8月26日 掲示済)

天理市告示第230号

天理市自転車等駐車場条例(平成13年9月天理市条例第31号)第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年 8月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由  
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日  
平成21年 8月26日
- 3 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成21年 8月26日から平成22年 2月25日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

- (2) 返還時間  
午前9時から午後5時まで
- 4 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)。
  - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先  
天理市開発公社 電話 0743 63 7210  
天理市総務部地域安全課 電話 0743 63 1001

(平成21年 8月27日 掲示済)

天理市告示第231号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 8月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成21年 8月27日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年 8月27日から平成21年10月25日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 8月28日 掲示済)

天理市告示第232号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 8月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成21年 8月28日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年 8月28日から平成21年10月26日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 8月31日 掲示済)

天理市告示第233号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年 7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成21年 8月31日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成21年 8月31日掲示済)

天理市告示第234号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 8月31日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成21年 8月31日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年 8月31日から平成21年10月29日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 9月 1日掲示済)

天理市告示第235号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 9月 1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成21年 9月 1日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年 9月 1日から平成21年10月30日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 9月 1日掲示済)

天理市告示第236号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年 7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市税務課に保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成21年 9月 1日

天理市長 南 佳 策

送達を受けるべきものの住所及び氏名並びに書類 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成21年 9月 2日 掲示済)

天理市告示第237号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 9月 2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成21年 9月 2日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年 9月 2日から平成21年10月31日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 9月 3日 掲示済)

天理市告示第238号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 9月 3日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成21年 9月 3日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年 9月 3日から平成21年11月 1日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 9月 4日 掲示済)

天理市告示第239号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 9月 4日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成21年 9月 4日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成21年 9月 4日から平成21年11月 2日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

## 公 告

（平成21年 8月11日揭示済）

天理市公告第26号

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札に付すので、天理市契約規則（昭和40年 8月天理市規則第22号）第 3 条の規定により公告する。

平成21年 8月11日

天理市長 南 佳 策

### 第 1 工事概要

- (1) 工 事 名 農業集落排水事業污水管布設工事（第 1・21工区 20）及び農業集落排水事業污水管布設工事（第 1・21工区 21）
- (2) 工事場所 天理市苜原町・下仁興町
- (3) 工事概要
 

工事延長	L = 838.4 m
開削工VU 200	L = 838.4 m
1号組立人孔	20基
塩ビ人孔（200 300）	10基
污水柵設置	2箇所
付帯工	一式
工事延長	L = 819.4 m
開削工VU 200	L = 439.0 m
開削工VU 150	L = 380.4 m
1号組立人孔	2基
塩ビ人孔（150 300）	30基
塩ビ人孔（200 300）	18基
污水柵設置	12箇所
付帯工	一式
- (4) 工 期 平成22年 1月29日まで
- (5) 予定価格 91,170,450円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
- (6) 最低制限価格 79,537,500円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

### 第 2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している土木工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第 3 条第 1 項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
  - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
  - 経営規模等評価結果（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より 1年 7ヶ月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
  - 本市が平成21年 7月 1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成21年度）において土木一式工事の格付が A 1 等級に位置づけされている者であること。

本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。

本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。

本市に対して不誠実な行為のない者であること。

- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。  
一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者  
入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者  
監理技術者にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。  
名称 キタイ設計(株)  
住所 滋賀県蒲生郡安土町大字上豊浦1030(奈良事務所 奈良県大和高田市本郷町11 34)

### 第3 入札手続等

#### (1) 担当部課

〒632 8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室  
電話番号 0743 63 1001 内線 332

#### (2) 入札説明書の交付期間及び場所

交付期間 平成21年8月11日(火)から平成21年8月19日(水)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

交付場所 第3(1)に同じ。

### 第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

#### (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

提出期間 平成21年8月11日(火)から平成21年8月19日(水)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

提出場所 第3(1)に同じ。

提出部数 各1部

提出方法 持参すること。

作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

### 第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日時 平成21年8月11日(火)から平成21年8月19日(水)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

質問書提出期限 平成21年8月20日(木)午後5時

質問書提出場所 第3(1)に同じ。

質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。

(4) 質問書に対する回答は、平成21年8月26日(水)に回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

### 第6 入札の方法

(1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。

(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。

(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。

(4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

### 第7 入札書の到着期限日及び送付先

(1) 到着期限日 平成21年9月8日(火)

(2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

### 第8 開札日時及び場所

(1) 日時 平成21年9月9日(水)午前9時20分から

(2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

(1) 入札の回数は、1回とする。

(2) 天理市契約規則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 天理市役所総務部総務課入札審査室 電話番号 0743 63 1001 内線 332

(平成21年 8月18日 掲示済)

天理市公告第27号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成21年 8月18日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成21年 9月 1日 掲示済)

天理市公告第28号

市営住宅(空家)の入居者を、天理市営住宅条例(平成9年12月天理市条例第35号)第4条の規定に基づき、下記のとおり公募する。

平成21年 9月 1日

天理市長 南 佳 策

記

1 入居募集住宅概要

住 宅 名		櫛本西部市営住宅				
住 宅 所 在 地		櫛本町1751				
号数	建設年度	構造	間取り	面 積 (㎡)	家賃	
1号(単身者可)	昭和40年	簡易耐火2階建	2DK	39.3	8,300円	9,600円
					11,000円	12,400円
					14,200円	15,100円
9号(単身者可)	昭和40年	簡易耐火2階建	2DK	39.3	8,300円	9,600円
					11,000円	12,400円
					14,200円	15,100円

住 宅 名		嘉幡市営住宅				
住 宅 所 在 地		嘉幡町517 1				
号数	建設年度	構造	間取り	面 積 (㎡)	家賃	
94号(単身者可)	昭和55年	簡易耐火2階建	3K	63.1	17,600円	20,300円
					23,300円	26,300円

					30,000円	34,600円
98号(単身者可)	昭和55年	簡易耐火2階建	3K	63.1	17,600円	20,300円
					23,300円	26,300円
					30,000円	34,600円
102号(単身者可)	昭和55年	簡易耐火2階建	3K	63.1	17,600円	20,300円
					23,300円	26,300円
					30,000円	34,600円

住 宅 名		嘉幡市営住宅				
住 宅 所 在 地		嘉幡町524 2				
号数	建設年度	構造	間取り	面積 (㎡)	家賃	
109号(単身者可)	昭和58年	簡易耐火2階建	3K	64.9	18,500円	21,300円
					24,400円	27,500円
					31,500円	36,300円
112号(単身者可)	昭和58年	簡易耐火2階建	3K	64.9	18,500円	21,300円
					24,400円	27,500円
					31,500円	36,300円

## 2 申込資格

次の(1)～(5)のすべての条件に該当する人が申込みをすることができます。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(事実上婚姻(内縁)関係にある人、又は指定した入居日から3ヶ月以内に結婚する予定の人を含む。)がある人。単身者、兄弟や姉妹のみ(両親死亡の場合を除く。)の申込み、夫婦の片方だけと子どもとが同居する等不自然に世帯を分離したり合併する申込みはできません。

ただし、次の～のいずれかに該当する場合に限り、単身での申込みができます(常時介護を必要とする人は、単身での申込みはできません。)

申込日時点の満年齢が60歳以上の人(ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた方については、申込みことができます。)

身体障害者手帳の交付を受けている人(障害程度1級から4級まで)

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人(障害程度1級から3級まで)又は同程度の障害を有すると認められる人

療育手帳の交付を受けている人又は同程度の障害を有する人

戦傷病者手帳の交付を受けている人(障害の程度が恩給法の特別項症から第6項症まで又は第1款症であること。)

厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者

生活保護を受けている人

海外からの引揚者(引き揚げた日から5年以内の人)

ハンセン病療養所入所者

DV被害者

(2) 天理市内に住んでいるか、勤務している人(住民登録、又は外国人登録をしている人)

(3) 現在、住宅に困っている人(持ち家のある人は、申込みができません。)

(4) 公営住宅法に定められた収入基準(基準月収額が15万8千円)以下である人(裁量世帯は、基準月収額が21万4千円以下であれば申込みことができます。)

(5) 入居予定者及び同居予定者が暴力団員でないこと。

## 3 日程

(1) 受付期間 9月1日～9月15日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分～午後5時の間に市役所3階住宅課へ(郵送可、9月15日午後5時必着)

(2) 公開抽選日 9月18日(金)午後1時(公開抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選出し、入居資格審査・実態調査を行い、入居手続きを経て、入居決定します。)

(3) 入居予定日 11月1日(日)

## 教育委員会

(平成21年8月20日揭示済)

天教告示第11号

平成21年8月26日午前9時30分から9月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成21年8月20日

## 農業委員会

(平成21年 8月27日 掲示済)

天農委告示第8号

平成21年 9月 7日午後 2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。  
平成21年 8月27日

天理市農業委員会  
会長 川 口 和 良

記

議案第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条に関する許可申請について

議案第2号 農地法第4条に関する許可申請について

議案第3号 その他

## 選挙管理委員会

(平成21年 8月 5日 掲示済)

天選告示第19号

平成21年 8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項の規定により設置したポスター掲示場は、次のとおりである。

平成21年 8月 5日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀 内 靖 介

別紙のとおり 略

(平成21年 8月 5日 掲示済)

天選告示第20号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成21年 8月18日の1日間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等(当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成21年 8月 5日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀 内 靖 介

縦覧場所 天理市川原城町605番地 天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成21年 8月 5日 掲示済)

天選告示第21号

平成21年 8月30日執行の 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 における本市の各投票区の投票所は、次の場所に設ける。

平成21年 8月 5日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀 内 靖 介

別紙のとおり 略

(平成21年 8月 5日 掲示済)

天選告示第22号

平成21年 8月30日執行の 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 につき、期日前投票所の場所を次のように定める。

平成21年 8月 5日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀 内 靖 介

期日前投票所名	期日前投票所の場所
天理市役所期日前投票所	天理市川原城町605番地 天理市役所 1階 131会議室

(平成21年 8月 5日 揭示済)

天選告示第23号

平成21年 8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙につき、在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所は、次の場所に設ける。

平成21年 8月 5日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所名	在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の場所
天理市役所期日前投票所	天理市川原城町605番地 天理市役所1階 131会議室

(平成21年 8月 5日 揭示済)

天選告示第24号

平成21年 8月30日執行の 衆議院議員総選挙 につき、本市開票区の開票は、次の場所及び日時に行う。

平成21年 8月 5日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

- 1 場所 天理市丹波市町180番地 天理市立丹波市小学校体育館
- 2 日時 平成21年 8月30日 午後 9時20分から

(平成21年 8月 5日 揭示済)

天選告示第25号

平成21年 8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、本市の各投票所内における候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行う。

平成21年 8月 5日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

- 1 場所 天理市役所 5階 533会議室
- 2 日時 平成21年 8月18日 午後 5時15分

(平成21年 8月 5日 揭示済)

天選告示第26号

平成21年 8月30日執行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項及び第4項の規定により、開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときにおけるくじは、次の場所及び日時に行う。

平成21年 8月 5日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

- 1 小選挙区選出議員に係るくじ  
場所 天理市役所 5階 522会議室  
日時 平成21年 8月27日 午後 5時15分
- 2 比例代表選出議員に係るくじ  
場所 天理市役所 5階 522会議室  
日時 平成21年 8月27日 午後 5時25分

(平成21年 8月 5日 揭示済)

天選告示第27号

平成21年 8月30日執行の 衆議院議員総選挙 につき、本市における開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のように選任した。

平成21年 8月 5日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

開票管理者		開票管理者の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
天理市櫛本町1504番地 1	堀 内 靖 介	天理市町西長柄町601番地	池 田 將 美

(平成21年 8月18日掲示済)

天選告示第28号

平成21年 8月30日執行の 衆議院議員総選挙 につき、本市における各投票区の投票所の投票  
最高裁判所裁判官国民審査 管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。  
平成21年 8月18日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀 内 靖 介

別紙のとおり 略

(平成21年 8月18日掲示済)

天選告示第29号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成21年9月3日から同月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成21年 8月18日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀 内 靖 介

縦覧場所 天理市川原城町605番地 天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成21年 8月18日掲示済)

天選告示第30号

平成21年 8月17日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成21年 8月18日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀 内 靖 介

50分の1の数 1,071人  
6分の1の数 8,925人  
3分の1の数 17,949人

(平成21年 8月18日掲示済)

天選告示第31号

平成21年 8月30日執行の 衆議院議員総選挙 における天理市役所期日前投票所の投票管理者  
最高裁判所裁判官国民審査 及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。  
平成21年 8月18日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀 内 靖 介

別紙のとおり 略

(平成21年 8月26日掲示済)

天選告示第32号

平成21年 8月30日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更する。

平成21年 8月26日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀 内 靖 介

(変更前)

住 所	氏 名
天理市石上町371番地 3	片 岡 法 子

(変更後)

住 所	氏 名
天理市川原城町121番地	河 北 斉 子

(平成21年 8月30日揭示済)

天選告示第33号

平成21年 8月30日執行の 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 につき、本市開票区の開票の日時を次のように変更する。

平成21年 8月30日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀 内 靖 介

(変更前)

平成21年 8月30日 午後 9 時20分から

(変更後)

平成21年 8月30日 午後 9 時50分から

(平成21年 8月30日揭示済)

天選告示第34号

平成21年 8月30日執行の 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 につき、本市開票区の開票の日時を次のように変更する。

平成21年 8月30日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀 内 靖 介

(変更前)

平成21年 8月30日 午後 9 時50分から

(変更後)

平成21年 8月30日 午後 9 時40分から

(平成21年 9月 2日揭示済)

天選告示第35号

平成21年 9月 2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第 4 条第11項及び第 5 条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数並びに地方自治法第76条第 1 項第80条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成21年 9月 2日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀 内 靖 介

50分の 1 の数 1,070人  
6 分の 1 の数 8,913人  
3 分の 1 の数 17,825人